

平成28年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年 5月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年5月26日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第37号議案

東京都公立学校長の任命について

第38号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 平成27年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成27年度条件附採用教員の任用について
- (2) 都民の声（教育・文化）について〔平成27年度下半期（10月～3月）〕
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟 (欠席)
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	伊 東 哲
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第8回定例会を開会します。

本日は、木村委員から、所用により欠席との届出を頂いております。

本日は、報道関係は読売新聞社外7社、個人は合計8名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影の申込みはございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回4月14日開催の第6回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第6回定例会議事録については、

御承認いただきました。

前回4月28日開催の第7回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第37号議案及び第38号議案並びに報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

- (1) 平成27年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成27年度条件附採用教員の任用について

【教育長】 報告事項（1）平成27年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成27年度条件附採用教員の任用について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 報告資料（1）を御覧ください。まず、平成27年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について説明します。

2枚目の参考資料を御覧ください。指導力不足等教員に係る手続の概略を示しています。本制度は、指導力不足等の理由により、児童・生徒を適切に指導できない教員に対して、指導力の改善、向上のための研修を行った上で、学校への復帰の可否を判断し、指導力の改善が不十分で、なお、児童・生徒を適切に指導できないと認定される教員に対して、免職その他必要な措置を講ずる制度です。都立学校及び区市町村教育委員会からの申請を受けて、都教育委員会で判定を行い、指導力不足等教員として認定を行います。

「1 指導が不適切である教員」は、学校において、日常的に児童・生徒の指導を行わせることに支障がある教員で、「2 指導に課題がある教員」は、日常の授業に支障はないものの、指導方法等に課題がある教員になります。

「指導が不適切である教員」と認定された者に対しては、原則、教職員研修センターで週4日、所属校で週1日受講する指導改善研修を実施します。本研修は、教育公務員特例法第25条の2に基づく法定研修です。指導改善研修を受講した後、外部委員を含む審査委員会での審議を経て、日常の授業に支障なく、指導方法等にも課題がないと認定されれば、学校に復帰になります。また、指導方法等に課題が残るときには、次年度、「指導に課題がある教員」として指導向上研修を受講させます。

一方、改善が十分に図られない場合は、指導改善研修を1年延長することもあります。改善が見られず、不適切教員と認定された場合には、自主退職又は転職選考受験ということになります。この場合、都の行政職の試験を受けて合格すれば事務職として任用し、不合格になれば自主退職又は分限免職となります。

また、「指導に課題がある教員」については、所属校で通常の職務を行いながら、教職員研修センターで週1日程度、指導向上研修を受講します。こちらの研修は都独自の研修です。指導向上研修を受講した後、最後に認定を行い、改善ありであれば研修を終了し、改善なしであれば再度同じ研修を受講するか又は先ほど御説明した「指導が不適切である教員」の指導改善研修を受講することになる場合もあります。

報告資料にお戻りください。「認定等の状況」の表右端、平成27年度の認定状況を御覧ください。平成27年度にAの「指導が不適切である教員」に認定した者は6名で、内訳は小学校教員4名、中学校教員1名、高校教員1名でした。また、Bの「指導に課題がある教員」に認定した者は、高校教員1名でした。

Aの「指導が不適切である教員」6名について、イの2名は研修を中止した者です。これは、研修受講期間中に病気休暇を取得したため、研修を中断したものです。現在は2名とも病気休職中です。この2名を除いたAの「指導が不適切である教員」4名及びBの「指導に課題がある教員」1名、合計5名について指導の改善の程度に関する認定等を実施しました。その結果、Aの「指導が不適切である教員」4名について、(イ)の2名は今後の改善に期待ができることから、28年度も研修を継続させることとしました。うち1名は、指導方法や児童理解について十分に改善されていないため、指導改善研修の継続となりました。もう1名は、一部課題が残りますが、改善が図られてきたため、「指導が不適切である教員」の認定を解除し、「指導に課題がある教

員」と認定し、指導向上研修を受講させることとなりました。また、（ウ）の2名は、指導が不適切と認定されましたが、①の1名については、認定後に自主退職しました。③のその他の1名は、本人の希望を踏まえ、行政職への転職選考を行います。

続いて、Bの「指導に課題がある教員」1名については、1年間の指導向上研修受講の結果、課題の改善が認められたため、「指導に課題がある教員」の認定を解除しています。

裏面を御覧ください。次に、条件附採用教員の任用について説明します。

通常の公務員は、条件附採用期間は、地方公務員法の定めにより6月となっていますが、教育公務員については、特例法があり、条件附採用期間は1年とされています。1年を通して資質・能力を確認するものですが、評定に関しては、採用後3か月、6か月後の2回評定を行い、状況を把握します。課題が認められる教員については、管理職や指導教員、教育委員会と連携し、授業観察や面接を通じ、特にきめ細かい指導を行い、育成に努めてきました。

平成27年度の欄を御覧ください。（1）の平成27年度に条件附採用となった者は2,982人でした。（2）の1年後に正式採用となった者は2,904人です。（3）の正式採用とならなかった者は78人で、その割合は2.6パーセント、前年度と比較して0.3ポイント増となりました。

正式採用とならなかった者のうち、年度途中で自主退職した者は（3）の（ア）の63人ですが、内訳としては、病気が29人、他県の教員や民間への転職が15人、結婚や育児等の家庭事情が5人等となっています。また、（イ）の懲戒免職等が3人です。

これらの合計66名を除き、特別評価を実施して、最終的に正式採用するか否かの判定を行い、（ウ）の12名について、平成27年度に指導力不足等を理由として正式採用不可となりました。その後、この12人全員が退職願を提出し、自主的に退職しています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

【遠藤委員】 基本的なことで恐縮ですが、指導力不足教員の申請者は、各都立学

校の場合は校長になるのですか。

【人事部長】 はい、そうです。

【遠藤委員】 区市町村の場合は、区市町村教育委員会へ調書が提出されるのですが、調書の作成者も校長ですか。

【人事部長】 校長です。

【遠藤委員】 基本的には校長ということですね。

【人事部長】 はい。

【遠藤委員】 平成27年度の「指導が不適切である教員」6名のうち、研修を中止した2名は病気休職中とのことでしたが、申請、あるいは調書で指導力不足とされた教員の中には、もともと病気がちで休むことが多い等の理由で指導力不足と判断されたのか、本来の授業態度が不適切ということで、結果として研修を行う際に病気になったのか。指導力不足と認定されたことによって病気になったのか、あるいは病気がもとで指導力不足になったのか分かりませんが、過去数年のケースとして、初めから病気で指導力不足で教員として不適格と判断された教員もかなりいるのかどうかを教えてください。

【人事部長】 指導力不足の認定をする場合、病気等の理由によらない指導力不足で、適格性がないという教員に対して指導力不足の認定を行います。ですから、病気等が理由でないという条件の下に調書や申請が上がってきますので、平成27年度は6名認定して、研修をスタートした後に適応障害やうつ状態に入るということで、2名は病気休職中ということでした。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 指導力不足まで上がってくるというのはよほどのことだと思うのです。その手前の、学校の中で気になる方々に対して、どのような対応をされているのでしょうか。

【人事部長】 まず、OJT等、学校の中でしっかり研修を実施しており、副校長、校長も指導に当たっていただいている中で、どうしても生徒理解が進まず、授業の内容も一方通行、また、授業の準備が不十分で指導内容の程度が低いということで保護

者から苦情があることに対して、学校の中で当該教員に対して指導体制はとるのですが、学校内で先輩教員の指導がなかなか受け入れられない。どこに課題があるのかという認識を自分で持てないので、研修センターで研修を受講させるということで上がってきているのが現状です。

【宮崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成27年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 次に、報告事項（2）都民の声（教育・文化）について〔平成27年度下半期（10月～3月）〕について、説明を総務部長、お願いします。

【総務部長】 報告資料（2）を御覧ください。教育庁や各教育機関が実施している教育・文化に関する様々な施策・事業等に対して、都民の方から頂いた意見や苦情等をまとめたもので、半期ごとに年2回、都教育委員会に報告しているものです。今回は、平成27年度下半期（平成27年10月～平成28年3月）分を取りまとめたものについて、都民の声、請願、陳情等、公益通報制度と四つの類型ごとに説明させていただきます。

まず、「1 都民の声」です。これは特に様式等を問わず、電話、メール等いろいろな手段で頂いた御意見で、他の三つの類型に入らないものです。件数も非常に多くなっています。本庁でも受けていますし、各学校等に苦情等が入る場合もあります。そのような類型とお考えください。

（1）受付件数については、平成27年度下半期は1,388件で、ここ3か年は減少傾向でしたが、平成27年度上半期に比べますと112件増加しました。前年度の下半期と比べると減少しています。

また、（2）に苦情、要望、提言、意見の件数がありますが、苦情が4分の3を占めており1,045件です。上半期に比べると約230件増えていますが、特定の事項について意見が寄せられると件数が増える傾向にあります。平成27年度下半期については、

ハングルでの都立高校の入学案内について多数の苦情が寄せられました。また、都立高校入学者選抜の理科の問題で、専門家から出題中の天体の位置がおかしいのではないかと指摘されたことが報道され、それに対して、採点をし直すべきというような苦情が多く寄せられました。次に、意見は167件で、上半期と比較して大きく減少しています。これは上半期に、某都立高校が都民広場で生徒を正座させたということが報道され、それに対するいろいろな御意見が寄せられたためです。あまり意見が寄せられなかった平成26年度と比較すると、下半期は平年度並みに戻った感じになっています。

裏面を御覧ください。分野別ということで、教職員、生徒指導、学校運営等、類型化をして件数をまとめています。いつも教職員に関するものが最も多いのですが、下半期は割合としては減少して、学校運営についてが257件で多くなっています。先ほど御紹介した都立高校入試や高校入学案内についての事例の件数が増加したことが寄与しているものと思われます。また、下段のその他が上半期に比較して増加していますが、都立市ヶ谷商業高校の跡地の利用に関する多くの意見が寄せられたためです。

3 ページを御覧ください。寄せられた意見の中から、具体的な事例、対応の内容を掲載しています。

まず、生徒指導の分野です。これは毎回寄せられる声ですが、自転車通学のマナーが悪いということです。今回の当該校では、自転車マナーについて生活指導部主任が生徒に対して講話を行い、各ホームルームで担任から指導を行いました。自転車通学の多い高校では、警察や交通安全協会の御協力を得て、自転車に関する講習なども実施していますが、苦情が多い状況が続いていることから、その度に指導を強化しています。

2 番目の事例です。テーマパークで集団でダンスをしている動画をSNSに投稿したことから、一般の利用者に迷惑ではないかという苦情が寄せられました。これについても、当該生徒に、公衆の場で集団でダンスをするのは、本人にとっては自分のパフォーマンスかもしれないけれども、周りの迷惑を考えなさいということで指導するとともに、SNSの投稿についてはすぐに削除させたということです。

教職員のサービス・接遇等に関するものですが、学校付近の道路で頻繁に教員と思われ

る男性が喫煙をされていて非常に不快であるという御意見を頂いて、当該校の校長、副校長から個別に指導したという事例です。

また、次は中学校の事例ですが、保護者が受験の関係で学校に電話したが、昼休みのため給食指導等で教員・管理職を含めて全員職員室を不在にしていたところ、電話に出た事務職員の対応が適切でなかったという苦情を頂きました。教員が不在で対応は難しかったのですが、いわゆる接遇に問題があったということで、きちんと指導した上で、相手の保護者にも御説明をしています。

裏面を御覧ください。学校運営に関することです。1番目は、特別支援学校で、生徒をバスから降ろした後、大型バスが、その場でUターンをして来た道に戻って行ってしまったようで、Uターン禁止ではないけれども、大型バスがUターンするのは危険ではないかという御意見が寄せられました。本事例は、通常はもっと先のバス停まで利用する生徒がいるため、普段は当該場所でUターンはしていないのですが、この日はたまたま先まで行く生徒が休みで、Uターンした場所が最後の生徒を降ろしたところだったということです。運転手としては、安全を確認した上でUターンをして学校へ戻ったということですが、安全管理を徹底するように業者を指導したところでした。

次の事例ですが、グラウンドのバックネットに張っているワイヤロープが切れていて危険であるという御意見を頂きました。御意見を頂く以前から教育庁としても状況を把握しており、現地調査をした上で、既に5月に修理を終えています。

次に、テストの返却時に、教室の前方の席に成績が悪い生徒を集め、点数が分かるように返却した教員がいたということで、常識に欠けているのではないかという御意見を頂きました。人権上、問題があるということもございますので、事実を確認した上で、教員に対しては指導し、また、生徒たちにも謝罪をしました。

次の事例ですが、都立図書館の近くにお住まいの方から、良い図書館だけれども、貸出しをしてくれないのはなぜかという問合せを頂きました。お気持ちは非常によく分かるのですが、都立図書館の場合は、多くの来館者に閲覧をしていただき研究等に寄与することを目的に設置しており、蔵書も一冊ずつしかないので、貸出しできない状況であることを御説明し、区市町村図書館で貸出しの御利用をお願いするようにしました。

4 ページの下段は、御意見として受理した事例です。組み体操について、報道されたこともあり、実施に反対である、あるいは、安全管理をして実施すべきというような様々な御意見を頂戴しております。これらは御意見として承っているところです。

5 ページの「2 請願」を御覧ください。請願要綱等に基づいて提出されていて、規則・要綱上もきちんと回答するように定められています。下半期については、学校運営に関するものが多く、14件のうち13件が「都立高校定時制課程の一部閉課程に関するもの」です。

6 ページを御覧ください。詳細の事例を記載していますが、「請願者への通知」にあるとおり、都教育委員会で御議論いただいた上で出した結論に基づいて、請願者に返事をさせていただいています。

国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分についても4件の請願がありましたが、本件も同様に御返事しています。

8 ページを御覧ください。「3 陳情等」は、団体から寄せられる声です。下半期は、学校運営に関するものが25件、教職員に関するものが21件です。学校運営に関するものは、請願と同様に定時制の閉課程に関するものが10件と多数を占めています。

また、教職員に関するもののうち、国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分については12件です。上半期は教職員に関するものが55件となっていますが、国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について寄せられた件数が52件で、その件数の減がそのまま全体の件数減に反映していると御理解いただければと思います。

9 ページ以降に主な事例を記載しています。定時制課程と国旗・国歌については、請願のところで御説明しましたが、学校運営の「学校教育の充実について」9件頂いています。こちらについては、計画を立て、予算を充実して、施策を実施してほしいという御意見で毎年寄せられています。

11 ページを御覧ください。「4 公益通報制度」です。これも毎回御説明していますが、法に基づいて必置となっています教育庁窓口、また、より多くの御意見が寄せられるために設置した弁護士窓口と、二つを運用しています。教育庁等窓口については、平成27年度下半期の実績はございませんでした。弁護士窓口については、例えば区市町村立学校の教員も対象になるとか、匿名でも通報できることになっております。

受付が弁護士ということもあって弁護士窓口の利用が多くなっています。下半期については、20件です。

詳細は記載していませんが、口頭で若干御説明をさせていただきますと、20件の内訳ですが、届け出た出勤の経路と異なる通勤をしているなど、職員のサービス・勤務管理に関するものが6件、セクハラに関するものが4件、暴言や体罰等、教員の不適切な指導に関するものが3件、個人情報の不適切な管理が2件、その他が5件です。また、20件のうち実名で通報があったのは2件、匿名が18件です。

通報については、弁護士窓口から私どもに内容が寄せられて、調査をして、結果を弁護士に返し、弁護士の方で調査が十分だと判断いただいた点で結論を出し、通報者にお返しするという事となっています。

都民の声の状況に関する御説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

【宮崎委員】 都民の声を政策に生かしていく、あるいは問題点を発見する、PDCAを回していく上で大事なことだと思うのですが、4ページ中ほどのテストの成績順に座らせて問題になったというケースについて1点質問します。本ケースそのものがどうだったかということではなくて、成績については、一方で習熟度別クラスを充実させていこうとか、あるいは、理解が十分でない人たちに特別に補講をしようとか、いろいろ工夫をしていますね。本ケースそのものがどうこうではないですが、個別のケースと全体の方向性と一致しているのかどうか。縦割りで判断してしまうと、即指摘に対して変えなければいけないとは限らない場合もあるかもしれない。そうすると、どこで判断して、全体の方向性をどのように決めているのかが気になったのですが、いかがですか。

【総務部長】 説明が足りなかったかもしれませんが、本事例については、当該教員が高校の教科で複数のクラスを受け持っていたのですが、その中の一つのクラスの生徒から、自分は成績が悪かったけれども、前の方に席を替えてほしい、前の方に行けば授業もよく分かるし、勉強もよく分かると、生徒の方からそのような声があったのがきっかけになって、教員は、それはいいことだということで、他のクラスにはそのような声がないにもかかわらず、自分はいいと思ってそのような席替えをさせたら

しいのです。しかし、他のクラスの生徒はそのような声が出ているのを知らないので、なぜ席替えになったのですかと質問をしたときに、先生の方から、これは成績順だと言ってしまいました。ですから、生徒にきちんと理解を得た上で行う分には場合によっては問題にならなかったかもしれませんが、生徒たちが全く知らない間に席替えされて、しかも、成績順であるとみんなの前で言われてしまったということなので、やはりもう少し配慮すべき問題があったのではないかと考えています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。本ケースが改善になったというのは大変結構なことだと思うのですが、全体として、教育の方向性を見失わないようにということに注意していただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 聞き漏らしたのかもしれませんが、都民の声の受け皿はホームページ上にも当然あるわけですね。

【総務部長】 はい。

【遠藤委員】 ホームページに寄せられる声は、都民の声全体の何割くらいでしょうか。

【総務部長】 申し訳ありませんが、現在数字を持ちあわせておりません。

【遠藤委員】 分かりました。

もう一つ、受け皿で公益通報制度がありますが、一般的に企業等の場合、公益通報制度を設けていると、社員から雇用者へのパワハラ等の問題、あるいは上司への通報があるわけですがけれども、東京都の公益通報制度の場合の教育庁窓口、弁護士窓口等に、教職員等からの苦情が公益通報制度で出てくることは過去にはあったでしょうか。

【総務部長】 今年度の20件については、実名の2件は教職員でしたので、いわゆる一般的に言えば社員ということになります。匿名の方は分かりませんが、内容から、通報者は教職員ではないかと思われる事例はあります。しかし、あくまで匿名なので、それ以上は深追いせずに処理をしています。

【遠藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育情報課長】 ホームページで寄せられる件数ですが、メールによる受付と理解させていただいて、後ほど御報告させていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 自転車通学の件については、毎年、集団で同じ時間帯に通学することがあるので、このような御意見を頂戴していると思うのですが、道路交通法が変わったことから分かるように、自転車同士の事故、自転車と歩行者の事故が大変な事態につながることもあると思います。特に都立高校の場合には、自分の地域を離れて、1年生は新しい経路を使うこともあると思うので、自分の安全を守るためにも、1年生の早い時期に指導するように学校の方をお願いしたいと思います。

次に、テーマパークのダンスの件です。御意見の内容はごもっともだと思う反面、公園等、子供たちの活動の範囲が規制も非常に多くなってきて、子供たちが何か表現活動をしたりすることを大人たちがどのような方法で支援してあげられるかということも考える必要があります。駄目なことはもちろん駄目ですが、このようなことをやりたい子供たちがどこでできるのかということも、学校は是非考えていただけないかなと思います。駄目だ、駄目だというだけでは、生徒たちはどんどん縮こまっていった教育上はあまり良くないと思います。地域との連携も含めて、学校で是非考えていただければと思います。

【総務部長】 自転車の方は、同じ学校が何度も苦情を寄せられることは基本的にないので、今、山口委員がおっしゃったとおり、新入生を対象に、先ほど申し上げたように、警察や、交通安全協会の御協力を得て、自転車安全教室のようなものを開いている学校は多くありますので、自転車で加害者になる可能性もあるということも含め、よく教えていきたいと思います。

ダンスの事例につきましては、この苦情を寄せられた方がSNS上で注意をしたときに、別の生徒が苦情に反論してしまい、SNS上で炎上してしまったということもありました。ダンス自体もそうですけれども、SNSの利用の仕方としても問題がありましたので、併せて注意をしたということです。山口委員のおっしゃった点については、また別の機会に、そのようなことができる場は確保していくことも検討すべきと思っています。

【山口委員】 SNSの使い方とか、対応の仕方とか、時代が変わっているので、今までは先生方が注意しなくてもよかったような事例がどんどん出てきています。都民

の声を教育に落とし込んでいくという意味では非常に貴重な御意見だと思いますので、是非先生方とも連携をして生かしていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、6月9日木曜日、午前10時から教育委員会室において開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回日程については、6月9日木曜日、午前10時になりますが、その他も含めて、この際、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)